

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第102回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和8年2月18日（水）10：03～10：26

Web審議による開催

第2 出席した委員（敬称略）

佐々木 百合（分科会長）、谷川 史郎（分科会長代理）、滝澤 光正、
巽 智彦、藤沢 久美、三浦 佳子、若林 亜理砂

（以上7名）

第3 出席した関係職員等

（情報流通行政局郵政行政部）

牛山 智弘（郵政行政部長）、柴山 佳徳（官房審議官）、
渡部 祐太（信書便事業室長）

（事務局）

石井 貴朗（情報流通行政局総務課課長補佐）

第4 議題

諮問事項

特定信書便事業の許可、事業計画の変更の認可、信書便約款の設定の認可及び信書
便管理規程の設定の認可【諮問第1274～1276号】

開 会

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会第102回を開催いたします。

本日はウェブ審議を開催しており、委員8名中7名が出席されておりますので、定足数を満たしております。ウェブ審議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにして、名前をおっしゃってから御発言をお願いいたします。

また、本日の会議は、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第9条第1項ただし書の規定に従い、非公開にて行いたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、本日の議題の審議は非公開とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

では、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は諮問事項3件でございます。諮問第1274号から1276号「特定信書便事業の許可、事業計画の変更の認可、信書便約款の設定の認可及び信書便管理規程の設定の認可」について、総務省から御説明をお願いいたします。

○渡部信書便事業室長 信書便事業室長の渡部でございます。おはようございます。

諮問第1274号の特定信書便事業の許可及び事業計画の変更の認可、第1275号の信書便約款の設定の認可、第1276号の信書便管理規程の設定の認可の3件につきまして、まとめて説明させていただきます。

資料102-1を御覧ください。まず、特定信書便事業の許可及び事業計画の変更の認可についてでございます。1ページの諮問書に続いて、2ページからの別紙1が、今回の申請の概要でございます。

3ページ、4ページを御覧ください。今回、こちらの14者から新規の許可申請がなされております。これらの申請者は、主に現在営んでいる貨物運送業等の既存のインフラを活用して信書便事業を行うことを予定しておりまして、うち12者が、3辺の合計が73センチを超える、または重さが4キロを超える大型信書便サービスである1号役務として、企業の拠点間の巡回サービスの提供や自治体の公文書配送業務の受注を計画しております。

うち3者については、1通の料金が800円超の高付加価値サービスである3号役務として、専用ケースによる高セキュリティサービス等の提供も計画しております。

また、5番のNTT東日本株式会社、12番のNTT西日本株式会社は、従来、電気通信事業法に基づいて提供していた電報サービスについて、新たに3号役務として提供しようとするものでございます。

これは、昨年成立し、本年5月末までに施行される予定の改正電気通信事業法において、NTT東西の電報に関する特別な規律が廃止され、改正後に継続して電報を提供する場合には、既に類似のサービスを提供している事業者と同様に、信書便法に基づく、信書便事業として実施することが必要となったことに伴うものでございます。

5ページを御覧ください。信書便物の引受け及び配達の方法でございます。各者とも、営業所、利用者の指定場所、巡回先、定期集配先で差出人から直接引受け、対面交付あるいは郵便受箱又はメール室へ配達することを事業計画に定めております。

なお、NTT東西の電報については、欄外の注で補足しておりますとおり、電話もしくはインターネットによる申込みを受けて、サーバーにて引き受けるものでございます。

7ページを御覧ください。信書便事業の収支見積りでございます。各者、顧客へのヒアリングや需要調査等を基に、年間の利用通数をおおむね数百通から数万通と見込んでおまして、予定する平均単価を乗じて、おおむね数百万円から数千万円の年間収入を見込んでおります。

[REDACTED]

10ページを御覧ください。信書便事業の支出につきましては、項目ごとの積上げ、または他事業との案分により算出されております。先ほどの収入と差引きしまして、信書便事業の営業利益は、右から2列目のとおりとなっております。

各者とも、基本的には、事業開始初年度から黒字の計画となっておりますが、
[REDACTED]

ております。

これにより、[REDACTED] 全国一律のサービスの提供の円滑な遂行や、サービス品質の確保が図られるものでありまして、協定の締結を必要とする特別な事情があること等を確認しておりまして、適切なものと認められます。

また、各者の役務の内容につきましても、信書便法で定める大きさ、重量、料金の規定に適合していることを確認しております。

20 ページを御覧ください。許可基準の3点目は、「その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。」でございます。

行政庁の許可につきまして、徒歩による送達を予定する [REDACTED] 以外の者は、信書便事業に自動車、その他の輸送手段を使用する予定としておりますが、その種類に応じまして、一般貨物自動車運送事業の許可、貨物軽自動車運送事業の届出、第一種貨物利用運送事業の登録の状況を確認しております。

[REDACTED] につきましては、必要な許可等を並行して申請中であることから、審査基準に基づきまして、当該許可等を受けた後に事業を開始すること等の条件を付すこととしたいと考えております。

また、資金計画については、先ほど御覧いただいた事業開始に要する資金の見積りは、実績等を基に適切かつ明確に算出されており、その資金の調達についても、貸借対照表等により、明確な裏づけがあることを確認しておりますため、適切であると判断をしております。

最後に、いずれの申請者についても、信書便法に規定する直近2年以内に法令違反の処分を受けた者といった欠格事由に該当していないことを確認しております。

ここまでが、新規の特定信書便事業の許可申請に係る審査結果でございます。

続いて、21 ページを御覧ください。株式会社秋田県赤帽の事業計画の変更の認可申請の審査結果の概要でございます。

認可基準の1点目について、事業計画に引受け及び配達の方法が明確に記載されており、信書便物の秘密を保護するために適切なものであると認められます。また、業務の一部の委託を予定しておりますが、委託契約書の実施細目等を確認し、信書便物の秘密の保護が確保された契約内容となっていることを確認しております。

22 ページを御覧ください。許可基準の2点目として、事業計画において、事業収支見積りの算出が適正かつ明確に行われており、特段の問題はなく、適切なものと判断しております。

また、業務の一部の委託についても、それにより経費の削減を図ることが可能と

続いて、資料102-3を御覧ください。信書便管理規程の設定の認可についてでございます。

信書便法では、特定信書便事業者は、その取扱い中に係る信書便物の秘密を保護するために、信書便の業務の管理に関する事項について、信書便管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならないとされております。

1ページの諮問書に続いて、2ページからの別紙1が、今回の信書便管理規程の設定の認可申請の概要でございます。

今回新規の特定信書便事業の許可申請者14者については、参入に合わせて、信書便管理規程の設定の認可も必要となるものでございます。各者の信書便管理規程には、信書便法施行規則で定められている記載事項に沿って、信書便管理者の選任及び職務、信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法、事故発生時等の措置、信書便の業務に従事する者に対する教育及び訓練の実施について記載されております。

4ページからの別紙2に審査結果をまとめておりまして、各者とも、必要な項目が過不足なく記載されており、取扱い中に係る信書便物の秘密を保護するものとして適当であると認められ、認可の基準に適合していると判断されますので、認可をすることとしたいと考えております。

諮問事項の説明は以上となります。

なお、本日御審議の上、今回申請のあった事業許可や認可が適当であるとされた場合には、参考1のとおり、全国で特定信書便事業者は651者となる予定でございます。

その他、参考2として本社所在地別の特定信書便事業者参入状況を添付しております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、チャット機能のほうでお申し出ください。

先に、私から1つよろしいでしょうか。

今回のNTT東日本株式会社、NTT西日本株式会社につきましては、基本的に、認可するところがこちらに変わったとのことで、内容的な変更はそれほどないとの認識でよろしいでしょうか。

○渡部信書便事業室長 佐々木先生ありがとうございます。今回、NTT東西の電報につきましては、御指摘のとおり、従来の電気通信事業法の下での許認可から、信書便法に基づく許認可に移ってくるという位置付けでございます。

今回、こちらの信書便法に移ってくるに当たりまして、NTT東西の電報サービ

ス内容は、基本的に従来の電報のサービス内容を踏襲すると伺っております。

他方で、一部、昨今利用が減っているところがございますけれども、現状、電報の受付はファクスでもしているとのことございますが、ほとんど利用がないため、今回ファクスでの利用については、廃止をする予定と伺っております。基本的にその他のサービス水準については、現状のものをおおむね踏襲する形だと伺っております。

○佐々木分科会長 よく分かりました。ありがとうございます。

それでは、ほかの方から御意見、御質問いかがでしょうか。チャット機能のほうに書き込んでいただければと思います。

分かりました。それでは、ほかに御意見などございませんようでしたら、諮問第1274号から1276号につきましては、諮問のとおり許可及び認可することが適当である旨、答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、そのとおり答申することといたします。

以上で、本日の審議は終了しました。全体を通しまして、委員の皆様から何かございますでしょうか。

それでは、事務局のほうから何かございますでしょうか。

○事務局(石井) 次回の郵政行政分科会は、3月26日木曜日、10時からオンラインで実施いたします。皆様方、よろしく願いいたします。

事務局からは以上になります。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、以上で本日の会議を終了いたします。皆様、御協力ありがとうございました。

閉 会